

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公表番号】特表2004-535032(P2004-535032A)

【公表日】平成16年11月18日(2004.11.18)

【年通号数】公開・登録公報2004-045

【出願番号】特願2003-513192(P2003-513192)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 13/00

H 04 Q 7/38

【F I】

G 06 F 13/00 510 A

H 04 B 7/26 109 M

【手続補正書】

【提出日】平成15年10月31日(2003.10.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

情報を局地的に提供するためのシステムであって、

ディスプレイとローカルネットワークに接続するための手段とを備えた携帯式装置と、

ローカルネットワークに接続するためまたはローカルネットワークを確立するために構成されている少なくとも1つの局地情報サーバーと、前記携帯式装置と前記局地情報サーバーとは、前記ローカルネットワーク内で相互に接続可能なことと、

前記局地情報サーバーは前記局地情報サーバーの存在を示す信号を定期的に発信するために構成されていることと、

前記携帯式装置は、前記信号をリッスンし、前記信号が検出されたときにローカルネットワーク内の前記局地情報サーバーに接続して、利用可能なサービスにアクセスする方法のアドレス情報を前記局地情報サーバーから受信するために構成されていることと、前記利用可能なサービスの各々はユーザー部分と、情報、特にそのサービスのグラフィック情報を有する情報部分とを有することと、

前記携帯式装置は、前記アドレス情報を受信したのちに、該アドレス情報を使用して、一般サービスネットワーク内で接続しているストレージ情報サーバーに前記ローカルネットワークを介して接続し、前記ストレージ情報サーバーから前記情報、特に前記利用可能なサービスのグラフィック情報を取得するために構成されていることと、

前記携帯式装置は、取得した前記情報から得られ、各々が利用可能なサービスに関連付けられているシンボルをグラフィックとしてディスプレイに表示するために構成されていることと、

前記携帯式装置は、該携帯式装置のユーザーが前記ディスプレイに表示された前記シンボルのうちの1つをマークするか示したのちに、前記シンボルが関連付けられているサービスの、実行可能なプログラムを含むユーザー部分を前記ローカルネットワークを介して前記一般サービスネットワークから取得し、前記ユーザー部分を前記携帯式装置のメモリに記憶して、前記ユーザー部分の実行可能なプログラムを自動的にインストールし、実行を開始するために構成されていることを特徴とするシステム。

【請求項2】

前記携帯式装置は、局地情報サーバーによって送信された信号を検出し、前記局地情報サーバーに接続したのちに、前記局地情報サーバーによって送信された信号をリッスンし続け、信号を最後に検出してから所定の時間間隔が経過したのちに、前記ストレージ情報サーバーから以前に取得した情報において利用可能であったサービスに関連するシンボルを、前記ディスプレイから自動的に削除し、前記メモリに記憶されている前記ユーザー部分を前記メモリから自動的に削除するために構成されていることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記取得された情報は前記利用可能なサービスの記述的情報、特に比較的短い情報を含むことを特徴とする請求項1または2に記載のシステム。

【請求項4】

前記ストレージ情報サーバーは、前記情報、特にグラフィック情報および記述的情報の少なくとも一方と、前記利用可能なサービスの前記ユーザー部分とを記憶するための記憶手段を有すること特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項5】

前記ローカルネットワークはIPベースのネットワークであることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項6】

前記局地情報サーバーは、前記局地情報サーバーの存在を示す信号をマルチキャストまたはブロードキャストメッセージを介して前記ローカルネットワーク内で定期的に送信するために構成されていることを特徴とする請求項5に記載のシステム。

【請求項7】

前記利用可能なサービスは前記携帯式装置の現在の地理的場所に関連付けられていることを特徴とする請求項1～6のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項8】

前記利用可能なサービスはネットワークゾーンによって決まることを特徴とする請求項1～7のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項9】

前記携帯式装置は定期的に送信される信号をリッスンして、単一のアクセスポイントまたはベースユニットを介して前記ストレージ情報サーバーに接続するために構成されていることを特徴とする請求項1～8のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項10】

前記ローカルネットワークはローカルエリアネットワーク(LAN)、特にワイヤレスローカルエリアネットワーク(WLAN)またはBluetoothネットワークであることを特徴とする請求項1～9のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項11】

ディスプレイを備える少なくとも1つの携帯式装置に局地的に情報を提供する方法であつて、

局地情報サーバーから前記局地情報サーバーの存在を示す信号を定期的に送信するステップと、

前記携帯式装置が前記局地情報サーバーから送信された信号を常にリッスンするステップと、

前記携帯式装置が、信号を検出したのちにローカルネットワーク内で前記局地情報サーバーに接続し、各々がユーザー部分とそのサービスの情報、より詳細にはグラフィック情報を含む情報部分とを含む利用可能なサービスにアクセスする方法のアドレス情報を前記局地情報サーバーから取得するステップと、

前記携帯式装置が、前記アドレス情報を受信したのちに、該アドレス情報を使用して前記ローカルネットワークを介して一般サービスネットワークおよびその中のストレージ情報サーバーに接続し、前記利用可能なサービスの情報、特にグラフィック情報をそこから取得するステップと、

前記携帯式装置が、取得した前記情報から得られ、各々が利用可能なサービスに関連付けられているシンボルを前記携帯式装置のディスプレイにグラフィカルに表示するステップと、

前記携帯式装置が、前記携帯式装置のユーザーが前記ディスプレイに表示された前記シンボルのうちの1つをマークするか示したのちに、前記シンボルが関連付けられているサービスの、実行可能なプログラムを含むユーザー部分を前記ストレージ情報サーバーから取得し、前記携帯式装置のメモリにこれを記憶して、前記ユーザー部分の実行可能なプログラムを自動的にインストールし、実行を開始するステップとを含むことを特徴とする方法。

【請求項12】

前記携帯式装置が、局地情報サーバーから送信された信号を検出して、前記局地情報サーバーに接続したのちに、前記局地情報サーバーによって送信された信号をリッスンし続けるステップと、

前記携帯式装置が、信号を最後に検出してから所定の時間間隔が経過したのちに、前記ストレージ情報サーバーから以前に取得した情報において利用可能であったサービスに関連するシンボルを前記ディスプレイから自動的に削除して、前記携帯式装置のメモリに記憶されている前記ユーザー部分を自動的に削除するステップとをさらに含むことを特徴とする請求項11に記載の方法。

【請求項13】

前記携帯式装置が情報を取得する前記ステップにおいて、前記情報は前記利用可能なサービスの記述的情報を含むことを特徴とする請求項11または12に記載の方法。

【請求項14】

前記一般サービスネットワーク内で接続している前記ストレージ情報サーバーに情報、特にグラフィック情報および記述的情報の少なくとも一方と、前記利用可能なサービスの前記ユーザー部分とを記憶するステップをさらに有する請求項11～13のいずれか1項に記載の方法。

【請求項15】

前記局地情報サーバーは、前記局地情報サーバーの存在を示す信号をマルチキャストまたはブロードキャストメッセージを介して前記ローカルネットワーク内で定期的に送信する請求項11～14のいずれか1項に記載の方法。

【請求項16】

前記利用可能なサービスは前記携帯式装置の現在の地理的場所に関連付けられている請求項11～15のいずれか1項に記載の方法。

【請求項17】

前記携帯式装置は定期的に送信される信号をリッスンして、単一のアクセスポイントまたはベースユニットを介して前記ストレージ情報サーバーに接続する請求項11～16のいずれか1項に記載の方法。

【請求項18】

前記ローカルネットワークはローカルエリアネットワーク(ＬＡＮ)、特にワイヤレスローカルエリアネットワーク(ＷＬＡＮ)またはＢｌｕｅｔｏｏｔｈネットワークである請求項11～17のいずれか1項に記載の方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

ユーザーがこのエリアの外に出ると、ディスプレイからアイコンが消え、ダウンロードしたサービスのユーザー部分が、ユーザー装置のメモリから消去される。より詳細には、ユーザーにとって価値があり、場所に依存しないアプリケーションのユーザー部分などは

、オンラインまたはオフラインで使用できるようにユーザー装置に恒久的に記憶させてもよい。ここで、オンラインとは、アプリケーションを実行するために、ユーザー装置がインターネットにあるサーバーと通信しなければならないことを指し、オフラインとは、サーバーと通信しなくともアプリケーションを実行できることを指す。また、その他のアプリケーションのユーザー部分をユーザー装置に恒久的に記憶させて、同じアプリケーションを利用できる同じエリアおよび別のエリアに入ったときに、アプリケーションを迅速に使用できるようにしてもよい。